

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

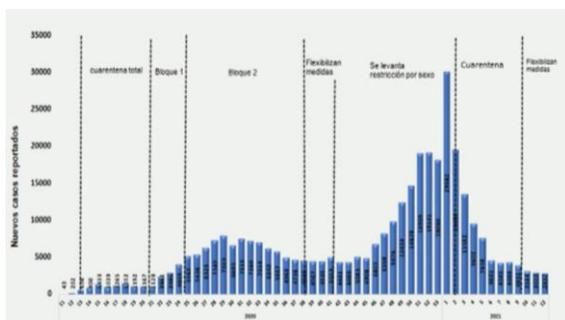
令和3年3月31日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前週比)
1週間の新規感染者数	—	2,832 (-192)
1週間の新規死亡者数	—	48 (-7)
検査陽性率	—	5%(-0.5)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.91(+0.07)
致死率	3%未満	1.7% (±0)

(出典: 3月30日パナマ保健省発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典: 3月30日パナマ保健省発表)

活動制限の現状

	3保健省発表による規制措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 夜間外出禁止 (継続)	3月6日以降、全ての曜日で午後10時から午前4時まで夜間外出禁止(4月5日以降、外出禁止開始時間を 午後11時 からに変更)
2 週末完全外出禁止 (撤廃)	3月6日以降、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
3 経済活動等	(1) 2/1より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 (2) 2/8より、レストランの営業再開(閉店午後9時) (3) 2/15より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可(ただし、映画館は除く) (4) 2/22より、ジム(収容可能人数の50%まで)、マッサージ・スパ(予約制)、マリナー、フィッシング施設の営業再開 (5) 3/6より、映画館(収容可能人数の50%まで)及びカジノの営業再開、運動場の開放(レクリエーション使用のみ)
4 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 ※ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 3月6日以降、全ての曜日で午前6時から午後5時まで。(4月5日以降、滞在許可時間を午前6時から 午後6時 までに変更) ※アルコール販売・消費の禁止 (3) 保健大臣より、聖週間(Semana Santa)中も、引き続き、感染対策及びファミリー・バブル内での行動の維持に努めるよう呼びかけあり。聖週間中の宗教行事は中止。